

2010年3月29日
日 本 銀 行

2010年度の考査の実施方針等について

1. 日本銀行考査について

考査とは、日本銀行が、取引先金融機関等の業務及び財産の状況を把握すべく、取引先との契約に基づいて行う立入調査のことである（日本銀行法第44条¹）。考査では、経営実態の把握に加えて、リスク管理体制を点検し、必要に応じてそれらの改善を促すことを通じて、金融システムの安定性の確保に貢献している。

また、日本銀行は、金融システムの情勢を総合的に分析・評価し、政策運営に活かしている。取引先金融機関等の状況を把握できる考査は、金融システムのマクロ的な分析・評価にとっても、極めて有用なものとなっている。

考査については、毎年度の実施方針等を政策委員会の議決を経て決定している²。この「2010年度の考査の実施方針等について」では、2009年度の考査の実施状況とともに、2010年度考査の基本的な考え方、考査実施上の重点ポイント等を記載している。日本銀行としては、この実施方針等に基づいて、効率的かつ効果的な考査運営を行っていく。

2. 2009年度を振り返って

(1) 考査の実施状況

2009年度の国際金融資本市場は全体として落ち着きを取り戻し、内外景気

¹ 日本銀行法第44条では、考査を「第37条から第39条までに規定する業務を適切に行い、及びこれらの業務の適切な実施に備えるためのもの」と規定している。

² 日本銀行法第15条第2項第5号では、「考査に関する契約の内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項」は政策委員会の議決を経なければならないと規定している。

も緩やかながら持ち直しているもとで、わが国金融システムは、総じて安定性を維持してきた。すなわち、大企業を中心に企業業績が持ち直しに転じ、倒産も減少したことなどから、2009年度入り後の金融機関の信用コストは前年度を下回っている。また、前年度に多額の損失計上を余儀なくされた有価証券関係損益についても、株式市場等の安定化から、改善をみた。この結果、多くの先で、当期純利益が前年度の赤字計上から黒字に転じた。もっとも、コア業務純益等でみた基礎的な収益力は、貸出の伸び悩みや利鞘の悪化などから、依然低迷している。この間、大手金融機関を中心に、国際的な自己資本規制強化を巡る議論なども念頭に置き、自己資本を増強する動きが目立った。

こうした状況下、日本銀行は、2009年度、国内銀行46先、信用金庫47先、外国銀行・証券会社等³19先の合計112先に対し、考査を実施した。

考査実施先数の推移

(単位：先)

	2007年度	2008年度	2009年度
国内銀行	39	52	46
信用金庫	66	46	47
外国銀行・証券会社等	14	30	19
合計	119	128	112

(2) 考査結果の概要

2009年度の考査では、2008年度における多額の信用コストや有価証券関係損失の発生を踏まえ、金融機関の資産内容を改めて点検するとともに、この間に顕在化したリスク管理上の課題について検証した。各金融機関において、リスクの再認識とともに、貸出や有価証券等のポートフォリオの構成について見直しが進められていたが、多くの先でリスク管理面になお課題がみられ

³ ここでいう「証券会社」とは、金融商品取引法第28条に定める第一種金融商品取引業のうち、同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者を指す。

た。また、考査では、足許及び先行きの経営体力を評価している。一部の先では、ダウンサイドリスクの顕在化に備えた自己資本の充実等の対応が必要と認められた。この間、最近の環境変化を踏まえた経営計画の見直しや策定等の動きがみられるものの、多くの先では営業基盤や収益力の強化について必ずしも十分な展望が開けておらず、今後の課題として残っている。

業態別にみると、地域金融機関は、地域経済の低迷を受け、貸出が伸び悩む中、他地域への進出や地元でのさらなる資金需要の掘り起しに注力している。もっとも、信用リスク管理体制の整備がこうした動きに追いつかず、企業の経営実態の把握不足等から予期せぬ信用コストの発生を招いている例がみられた。また、営業基盤強化が困難なため、収益面で有価証券運用への依存を余儀なくされる例が引き続きみられ、幾つかの先では、評価損を抱えたポートフォリオの再構築や経営体力を踏まえたリスクテイク、市場リスク管理体制の充実などが課題とされた。

一方、大手金融機関や外国金融機関では、世界的な金融危機の発生を踏まえた事業再構築やリスク管理の見直しが進められているが、グループ全体としての横断的な管理という点で体制整備の余地が認められた。また、大手金融機関では、株式保有リスクの削減が引き続き課題となっている。

(3) 考査を通じて得られたリスク管理面の特徴

イ．信用リスク管理

1998年の自己査定制度導入以来、金融機関は、これに基づく審査管理体制を構築してきており、考査では、自己査定の精度についても検証を行っている。2009年度中の考査結果からみると、自己査定は概ね適切に行われていたが、企業の経営実態の把握が不十分であったり、自己査定基準の運用が適切でない例が一部にみられた。こうした先では、金融機関が金融仲介機能を円滑に発揮するうえでの前提である、基本的な審査・管理の枠組みを見直す必要がある。

企業再生支援については、大手金融機関において、業界再編等も視野に入れた企業再生の取組みがみられたほか、地域金融機関の中にも、外部機関の積極的な利用や地域一体となった企業再生などにより、成果をあげつつある例がみられた。しかし、全体としてみると、企業再生支援の取組みが十分実効をあげているとは言い難く、業況悪化先に関する経営改善計画の策定や進捗管理に向けたさらなる体制整備が必要である。

住宅ローンについては、企業向け貸出が伸び悩む中、積極的に推進する先が多く、貸出全体に占める割合が高くなってきている。多くの先で、雇用・所得環境の悪化を踏まえて、債務者からの返済相談や貸付条件の変更要請等に前広に対応しつつあるが、同時に、顧客属性等関連データの整備やポートフォリオの分析、同分析結果の審査・管理面への活用など、住宅ローン管理体制の整備・強化にも取り組む必要が認められた。

海外与信については、世界的な金融危機発生後の市場混乱や先進国の景気悪化を受けて、一部の大手金融機関で取組み方針や与信先選定基準等を見直していたものの、海外拠点の与信管理強化の実効性確保やリスク管理面での本部と海外拠点の連携強化などが今後の課題となっている。

ロ．市場リスク管理

多くの金融機関は、世界的な金融危機の発生以降、リスク特性が複雑な金融商品等に対しては、慎重な運用姿勢に転じている。もっとも、なお多額の評価損を抱え、ポートフォリオの再構築が課題となっている例がみられた。また、債券運用の増加や期間の長期化により、金利リスクを蓄積している例が多くみられた。

リスク管理面に関しては、限度額管理の枠組みの導入など、基本的な体制は整備されている。しかしながら、地域金融機関では、市場運用に係る事前の分析・協議や、限度額抵触時・追加投資時等の報告・対応協議が十分でないなど、経営陣の関与を含め、リスク管理の実効性に課題のある先がみられた。一方、多額の損失発生を回避した先では、日頃の情報収集や市場動向等

の分析・評価により、的確なリスク認識が醸成されていた。

株式保有リスクに関しては、大手金融機関が削減に向けた取組みを始めており、今後の進捗を注視する必要がある。一方、地域金融機関では、必ずしも保有スタンスが明確でない先が多く、削減方針を打ち出しているにもかかわらず、継続保有基準の明確化や売却候補銘柄の選定等が進んでいない例がみられた。また、追加的な株式投資によりリスクを増大させる例も一部にみられた。

市場リスクの計測に当たっては、多くの先において、バリュースコア・リスクを利用している。もっとも、バリュースコア・リスクの限界や留意点を踏まえた補完的なモニタリングの強化や、ストレス・テストの活用など、リスクの多面的な評価が今後の課題となっている。

八．流動性リスク管理

金融資本市場は落ち着きを取り戻しているものの、グローバルな活動を行う金融機関を中心に、引き続きストレス局面を想定した流動性リスクの管理が求められている。

こうした中、大手金融機関では、海外拠点を含む外貨流動性に関するストレス・テストの実施や外貨コミットメントラインの管理等に改善の余地が認められた。また、外国金融機関では、資金繰りの安定性確保、流動性に関するコンティンジェンシー・プランの実効性確保、本部を含む他の拠点との情報共有等の面で、なお課題がみられた。

地域金融機関においては、日常の資金繰り管理面では特に問題はみられないものの、一部の先では、大口預金のモニタリングや資金繰り予想の精度向上、流動性リスク管理指標の整備といった点で改善の余地が認められた。また、多くの先で、緊急時に関する危機レベルの判定基準の明確化や現金搬送の実効性確保等の課題がみられた。

二．オペレーショナルリスク管理⁴

事務リスク管理・コンプライアンス面では、全体として管理体制の整備が進みつつある。もっとも、事務の集中化・システム変更などを踏まえたリスクの洗出しや規程類の整備が不十分な例、事件・事故の発生を踏まえた再発防止策の検討・実践が不十分な例がみられた。

システムリスク管理については、システム障害が減少傾向にあり、概ね安定稼働が確保されていた。しかし、共同システムへの移行等に係るプロジェクト管理や顧客情報の管理面等で、改善を要する例がみられた。

業務継続体制は、業界団体等での自主的な取組みもあって、体制整備に向けた動きが本格化しつつある。もっとも、多くの先で、訓練の実施等を通じた業務継続計画の実効性向上の余地が認められた。なお、新型インフルエンザ対応については、病原性の低い新型インフルエンザの感染拡大により、計画策定の必要性に対する認識が高まったこともあって、ほとんどの先で基本的な対応が行われていた。

ホ．経営管理

内部監査については、着実に体制整備が進められているが、本部や関連会社の業務に対する監査の深度、信用・市場リスク管理に対する検証力、監査結果の経営への活用などの面で課題がみられた。

統合リスク管理については、多くの先で、統合されたリスク量を算出し、資本の十分性を検証するとともに、リスク・カテゴリー毎への資本配賦が行われていた。もっとも、地域金融機関では、リスク計測の精度や配賦資本超過時の対応に課題がみられたり、リスク計測の限界を踏まえた適切なリスクテイク余力の把握が行われていない例がみられた。

こうしたリスク計測や管理手法の限界を補完し、リスク許容度や資本の十分性を確認するための手段の一つとして、大手金融機関では、ストレス・テス

⁴ 本稿では、事務、コンピュータシステム、業務継続などの業務運営全般に亘るリスクをオペレーショナルリスクと称している。

トの充実を図りつつある。地域金融機関でも、多くの先がストレス・テストを実施しているが、自らのリスク・プロファイルに即したシナリオの設定、テスト結果の評価、これらに対する経営陣の関与の面で課題があり、経営判断への活用に繋がっていない例が少なからずみられた。

3 . 2010 年度の考査の実施方針

(1) 基本的な考え方

2010 年度のわが国経済は、当面緩やかな持ち直しに止まるとみられるうえ、依然として不確実性が高い。こうしたもとで、金融機関は、基礎的な収益力を向上させつつ、業務やリスク・プロファイルに即して適切にリスクを管理し、経営の健全性を確保していくことが求められている⁵。この間、国際的な金融規制・監督の見直しを巡る議論がさらに進展すると思われる。日本銀行としては、2009 年度の考査においてみられた課題やこれらの点を踏まえて、2010 年度の考査を、以下の考え方のもとに実施していく方針である。

第一に、金融機関の資産内容、経営体力、流動性などを詳細に点検するとともに、その経営基盤やビジネスモデル、ガバナンス構造などを確認することにより、経営実態を的確に把握していく。特に経営体力については、ストレス・テスト等を用いながら、金融機関が抱えるリスクを踏まえて評価する。また、各種金融サービスをグループで提供している先については、グループ全体の経営実態を把握していく。こうした中で、経営の健全性確保を促すとともに、金融システムに内在するリスクの把握にも努める。

第二に、金融機関が円滑な金融仲介機能を持続的に発揮し、企業や個人の経済活動をサポートすることが期待されている中、考査では、金融仲介機能の発揮に必要な審査・管理力の向上や、企業再生支援の実効性向上に向

⁵ 金融システムや金融機関経営の状況については、「金融システムレポート」2010 年 3 月号の分析・評価を踏まえている。

けた体制整備等について、検証や助言を行う。

第三に、リスク管理体制の検証に際しては、足許抱えるリスクの状況や資産内容を前提とした検証に止まらず、リスク管理体制が、今後の業務展開や新たなリスクテイク、ストレス局面を含む外部環境変化の可能性などに備えたものとなっているか、というフォワードルッキングな視点からも評価し、必要な助言を行う。そのうえで、金融機関が、リスク・プロファイルや金融経済環境の変化等に柔軟に対応しつつ、自らリスク管理を改善していく体制を構築するよう促していく。また、各種金融サービスをグループで提供している先については、グループ全体としての検証を行い、国際的に業務を展開している場合には、グローバルベースでの流動性リスク管理や本部による横断的な管理の体制などを点検する。特に、新興国向け与信など最近急速に拡大している分野がある場合には、そのリスク管理状況について確認する。

第四に、考査運営面では、効率的かつ効果的な考査運営を図る観点から、2008年度以降導入している「リスクベース考査」を継続する。その際には、重点的に調査すべき分野に範囲を限定した「ターゲット考査」を活用する。

(2) 考査実施上の重点ポイント

考査の実施に当たっては、前述の基本的な考え方を踏まえ、特に以下の点を重視する。

イ．信用リスク管理

審査・管理力の向上

金融機関が金融仲介機能を円滑に発揮していくためには、審査・管理力の向上が求められる。特に、企業業績の先行き不透明感が強いことや地域経済が低迷していることなどを踏まえると、金融機関にとって、従来以上に、審査・管理を通じた企業の経営実態の把握が重要になっている。

考査では、こうした観点から、金融機関が企業の経営実態を的確に把握

したうえで、その実態に即したきめ細かな与信判断を行っているか、企業の業況変化等をタイムリーに把握し必要な措置をとるなど適切な中間管理を行っているか、といった基本的な審査・管理能力について、よりきめ細かく検証し、その向上を促していく。また、倒産事例分析等をもとに、金融機関が審査・管理面の課題を自ら洗い出し、これを踏まえて体制を整備したり、その後のモニタリングや追加的な措置を実施するといった、審査・管理面のPDCAサイクルが有効に機能しているか、を点検する。

企業再生支援の実効性向上

企業再生支援は、企業の経営改善に繋がり得るだけでなく、金融機関にとっても、ランクダウン等による信用コストの発生抑制、さらには将来的な金利収入の増加による基礎的な収益力の強化にも資することから、重要な業務である。

調査では、経営陣の関与を含めて企業再生支援を行うために必要となる体制が整備されているか、企業実態に即した経営改善計画の策定や再生手法の打出しが行われているか、これらについて自ら評価・改善に努めているか、などを点検し、必要な助言を行う。

住宅ローン管理体制の整備

多くの金融機関において、与信ポートフォリオに占める住宅ローンの割合が高まってきている。こうした中、厳しい雇用・所得環境を背景に、住宅ローンの延滞率は高まる傾向にある。このため、住宅ローン管理の充実がこれまで以上に重要になっている。

調査では、金融機関の住宅ローン・ポートフォリオの内容を確認するとともに、顧客属性や延滞率等をもとにしたポートフォリオに関する分析が行われ、その結果が審査・管理に活用されているか、などを点検し、住宅ローンの管理体制の整備を促していく。

ロ．市場リスク管理

ポートフォリオの構築におけるリスク検証の充分性

地域金融機関を中心に、バイ・アンド・ホールドを基本的な投資スタンスとする先が多いことや、貸出の伸び悩みから有価証券運用に対する収益期待が再び高まる可能性があることを踏まえると、ポートフォリオの構築におけるリスクの認識や検証が重要である。

考査では、経営陣の有価証券運用に対する収益期待やリスクテイクに対する考え方を確認したうえで、投資計画の策定及び個別投資案件の検討においてリスク検証を十分行い、先行きの市場変動に伴う収益や経営体力への影響を確認しているか、経営体力やポートフォリオのリスク特性を勘案したポジション管理の体制を構築しているか、ストレス・テスト等の実施により、ポートフォリオのリスク特性について定期的に分析・評価し、その変化に対する認識を組織的に共有しているか、などを点検する。また、足許で多額の評価損を抱えている先については、今後のポートフォリオ再構築への取組みについて議論する。

リスク管理の実効性確保

今回の世界的な金融危機の経験を踏まえると、市場リスク管理の実効性を確保するうえでは、リスク・リミットや損失限度など限度額管理の枠組みを導入するだけでは不十分であり、市場動向やリスク・プロファイルの変化に機動的に対応していくことが求められる。特に市場におけるボラティリティの高まりがトレンドの変化に結びつくと考えられる場合には、リスク管理を一段と強化することが有用であり、これを可能とするためには、組織的なリスク認識の醸成が必要である。

考査では、経営陣の市場リスク管理への関与を確認したうえで、フロントを含む担当部署による、市場や経済の動き等に関する多面的な情報収集やポートフォリオに与える影響の分析がなされているか、経営陣に対する十分な報告と、局面変化に対応した組織的かつタイムリーな協議がなされてい

るか、定期的にリスク管理の有効性を確認し、その見直しを図る仕組みが構築されているか、などを点検する。

なお、バリュー・アット・リスクによるリスク計測は、引き続きリスク管理手法の一つとして有用なものと位置付けられるが、同時に、その限界を踏まえた適切な利用と、それを補完するためのリスクの多面的な分析や評価等が必要であり、考査においてもこの点を確認する。

株式保有リスクの管理

株価変動は、金融機関の収益や経営体力に大きな影響を与えるため、株式保有リスクへの対応が引き続き重要な経営課題となっている。

考査では、株式を保有するメリットが合理的に検証されているか、ストレス・テスト等を活用し、株価変動に伴う収益や経営体力への影響を確認しているか、などを点検する。また、経営体力に比べて株式保有リスクが高いとみられる金融機関に対しては、リスクの削減や自己資本の充実に向けた取組みを促していく。

八．流動性リスク管理

流動性リスク・プロファイルの把握

今回の世界的な金融危機においては、金融機関の流動性リスク管理の重要性が改めて確認された。

考査では、まず、業務運営や資金運用・調達構造等に照らし、流動性リスクの大きさや特性がどのようなものかを確認する。そのうえで、金融機関において、これらに関する定期的な把握がなされているかを点検する。

資金繰りの安定性確保

資金繰りは、資産・負債に係る業務の運営と密接な関係にある。したがって、資金繰りの安定性確保には、経営陣の十分な関与が必要である。

考査では、経営陣の関与のもとで、財務状態や資金調達能力等に照らし

た流動性リスク許容度が設定され、遵守のためのモニタリングやコントロールの体制が構築されているか、資金繰りの安定性確保の観点から調達手段を多様化しているか、預金や市場の動向など資金調達環境について、日常から組織的な情報共有がなされ、局面変化に迅速に対応できる体制となっているか、などを点検する。

ストレス局面での対応力の強化

流動性リスクの管理では、各種のストレス事象に耐え得る堅固な対応力を通常時から備えておくことが必要である。

考査では、流動性リスク・プロファイルに照らして、資金調達の困難化や資金流出といったストレス・シナリオを設定し、流動化可能な資産の十分性を検証しているか、流動性コンティンジェンシー・プランにおいて、各種ストレス状況への対応方針、組織内の権限・責任範囲、発動及び管理段階の引き上げの手順等を明確に定めるとともに、定期的な検証によりその実効性を確保しているか、などを点検する。

グローバルな流動性リスク管理

国際的に活動する金融機関に関しては、海外拠点を含むグローバルな流動性リスク管理体制を点検する。

二．オペレーショナルリスク管理

自律的なリスク管理サイクルの確保

金融機関の業務の環境や内容が急速に変化する中、業務に内在するリスクや問題点を自ら把握し、その改善に努めていくPDCAサイクルを確保する重要性が一段と高まっている。

考査では、業務体制の変更、事件・事故や事務ミス・システム障害などの発生状況、苦情やトラブルに関する情報などをもとにしたリスクの洗出し、これを踏まえた事務体制や規程の見直し、システムサポート機能の充実な

ど、リスク管理面の施策、業務の遂行を通じたモニタリングや内部監査等による検証、必要な改善措置の実施といった、P D C Aサイクルが十分に機能しているか、を点検する。

また、決済面におけるプレゼンスが大きい先や、他の金融機関に決済サービスを提供している先については、決済業務に係るオペレーショナルリスクの管理状況を点検する。

システムリスク管理の充実

システム障害の発生状況は全体に改善傾向にあるが、依然他の金融機関に影響を与えたり、復旧に長時間を要する障害が発生している。

調査では、引き続き基幹システムの安定性・安全性等を検証する。また、地域金融機関によるシステム共同化が進展していることを踏まえ、共同化への移行を含めた各種プロジェクト管理や委託先管理の適切性について、委託先や共同センターへの調査も交えて確認する。さらに、経営管理やリスク管理面でコンピュータシステムへの依存度が高い大手金融機関等においては、当該システムの機能度について、データの信頼性や適時性といった観点から検証する。

業務継続体制の整備

業務継続体制の整備は、各金融機関の業務上の課題としてのみならず、わが国決済システムの円滑な運行という観点からも重要である。

調査では、金融機関に対して、業務継続体制の整備と実効性確保をさらに促していく⁶。特に、決済面におけるプレゼンスが大きい先については、業務継続計画の内容の十分性や整合性、経営資源の確保を含めた実効性について検証を行うとともに、業務継続体制整備に関するP D C Aサイクルの機能度を確認する。その他の金融機関についても、業務内容や地域におけるプレゼ

⁶ その際、「業務継続体制の実効性確保に向けた確認項目と具体的な取組事例（増補改訂版）」（日本銀行金融機構局 2010年3月）も参考とする。

ンス等を踏まえた検証を行い、必要な助言を行う。

また、病原性の高い新型インフルエンザ流行に備えた体制整備について、重要業務の絞込みや要員面を中心に点検する。

ホ．経営管理

内部監査の有効性

内部監査は、金融機関が業務の適正さを確保するとともに、リスク管理を自律的に充実させていくうえで、重要な機能を担っている。

考査では、金融機関が自らのリスク・プロファイルをもとに、監査対象の選定や監査資源の配分を適切に行っているか、本部・関連会社業務や信用・市場リスク管理面等についても検証を行っているか、内部監査の重要性を経営陣が十分認識し、監査結果をもとに適切な対応を図っているか、などを点検し、内部監査の有効性を評価する。

経営体力とリスクのバランスを踏まえた経営管理

金融機関経営においては、経営体力とリスクのバランスを踏まえた経営管理が重要である。

考査では、経営陣に対して経営体力とリスクの状況が定期的に点検・報告され、必要な対応が協議・実施されているか、こうした中で、統合リスク管理やストレス・テストが適切かつ有効に活用されているか、などを点検する。ストレス・テストは、不確実性の高い金融経済情勢のもとで、リスク認識を組織的に共有する手段として、有用である。ストレス・テストが未実施の先にはその導入を促していくとともに、既に実施している先については、経営陣の関与のもと、実施目的や評価の視点を明確化したうえで、当該目的やリスク・プロファイルに合わせたストレス・シナリオが設定されているか、テストの結果について組織的に評価し、経営判断に繋げているか、な

どを点検する⁷。

へ．収益・経営体力

収益力・経営体力の評価

金融機関が安定的に金融仲介機能を発揮していくためには、基礎的な収益力の向上と自己資本の充実が必要である。

考査では、自己査定の検証等を通じて金融機関の財務実態を把握する。さらに、ストレス状況の発生を含めた複数のシナリオを想定することにより、足許及び先行きの収益力、経営体力を評価する。特に経営体力については、顕在化し得るリスクの内容や大きさに照らした、損失バッファとしての自己資本の十分性を確認し、その際、必要に応じて資本の質に関する議論も行う。これらの点を踏まえ、基礎的な収益力の向上や自己資本の充実等を促していく。

(3) 考査運営面の対応

考査運営面では、2008 年度から「リスクベース考査」を導入している。これは、オフサイト・モニタリングにおける分析力の向上を背景に、取引先金融機関等について、その保有するリスクが顕在化した場合の金融システムに及ぼす影響度と、経営体力の余裕度やリスクテイクの状況等の経営実態という2つの視点で総合評価し、それを踏まえて考査の頻度、調査範囲、要員数等にメリハリをつけるという考え方である。その一環として、特に重点的に調査すべきリスク分野等に範囲を限定した「ターゲット考査」を積極的に活用している。また、信託銀行や証券会社、外国金融機関等に対しては、その業務特性をより一層踏まえた考査を実施する。グローバルベースでの展開を

⁷ その際、バーゼル銀行監督委員会が2009年5月に公表した「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則 (Principles for sound stress testing practices and supervision)」も参考とする。

図る先については、必要に応じて、海外当局や海外本部との意見交換を実施する。

なお、日本銀行としては、引き続き効率的かつ効果的な審査運営に努めるほか、審査の運営や結果に対し審査先から十分な納得や信頼を得るべく、適切に対応していく。2009年度においては、審査関連資料の授受を行っている審査オンラインの機能向上や、審査期間終了後に実施している「審査運営に関するアンケート」の内容充実、審査先が立入終了後に意見を提出できる仕組みの手続き改善⁸などの措置を講じた。2010年度は、こうした諸施策の定着を図るとともに、審査に関する資料提出についても、審査先の事務負担等を勘案しつつ、引き続き見直しを図っていく。

以 上

⁸ 従来、会計監査人の意見の添付を求めていたが、これを任意とした。